

**町民委員
14名を
募集します！**
ふるって
お申し込みください！

応募・問合せ先
〒099-4192
斜里町本町12番地
斜里町役場
企画総務課 企画係 宛
場所：役場庁舎2階8番
電話：23-3131（内線213）
FAX：23-4150
E-mail：soukei@town.shari.hokkaido.jp

1. 委員名称	斜里町総合計画策定委員会 町民委員
2. 募集期間	平成24年11月1日（木）から11月15日（木）まで
3. 募集人数	14名（町民委員39名のうち、14名が公募委員、25名が団体推薦委員となります。）
4. 委員任期	平成24年11月から平成25年中の計画提言時まで（予定）
5. 応募資格	18歳以上で斜里町在住の方
6. 応募方法	電話・FAX・郵便・電子メール・来庁などいずれかの方法で、「町民委員応募」と記載・申し出の上、 ①住所、②氏名、③年齢、④職業、⑤（日中に連絡がとれる）連絡先、⑥特に関心のある行政分野をお知らせください。様式は任意です。
7. 会議の開催	原則として、平日（月～金）の18:30から開催します。（なお、会議は公開会議（傍聴可能）となります。）
8. 委員報酬等	策定委員会設置条例に基づいて、報酬及び交通費などの費用を支給します。
9. 選考方法	応募者が多数の場合は、年齢、性別、居住地域、職業などを総合的に勘案のうえ、選考します。

自治基本条例の基本理念・原則に基づいて
住みよい斜里町の実現をめざす

第6次斜里町 総合計画づくりが 始まります。

第6次斜里町総合計画は、今年度中の成立をめざす「斜里町自治基本条例」の趣旨に基づいて策定する初めての総合計画となります。

自治基本条例では、「住みよい町を築くため」、町民・議会・行政の三者が、「ともに考え、ともに協力し、ともに行動」することを基本理念に掲げ、かつ、基本原則として、「情報共有・町民参加・協働」を掲げています。

この理念・原則を具体化した形での計画づくりがいよいよ始まります。

総合計画とは？

総合計画とは、斜里町行政・まちづくりにおける、最も基本で最上位の計画となるものです。個別行政分野ごとの実施計画や主要な事業は、この総合計画と整合性が図られる必要があります。

なぜ今、策定するのか？

昭和46年度に第1次計画が施行されてから、概ね7～10年サイクルで策定されてきました。現在の第5次計画は、平成18年度に開始したのですが、平成25年度末をもって終了します。総合計画づくりには、1年以上の時間を要するため、平成26年度以降の第6次総合計画づくりは今から取り組む必要があるのです。

審議会方式から策定委員会方式へ

前回までは、事前に行政側で作成した計画案を、町民委員（学識経験者）に審議をってもらう方式で策定していました（いわゆる審議会方式）。しかし、この方式は、委員で意見を述べあい協議したものを、自分たちで審議しなければならないというジレンマを生むことが多かったのも事実です。

そこで、今回は、斜里町総合計画策定委員会という付属機関を設置し、その中で計画策定の最初の段階から町民選出委員と行政選出委員とが協働の精神のもと協議を進め、計画を作り上げていくこととなります。

委員会は、総合計画の提言書（基本構想と基本計画）にまとめるのが、最大の役割となります。60名程度の委員で構成され、現在のところ、町民委員約39名（うち、公募委員14名、団体推薦委員25名）と行政委員約21名となる予定です。

全体会議と個別部会の枠組み

委員会は、計画全体に関することを協議、意思確認したり、情報共有を図る委員全員参加の全体会議と、担当分野別の内容を検討する個別部会、および部会長会議の3種の会議で構成される予定です。

個別部会は、7部会程度の設置を想定しています。但し、この7部会でよいか、担当分野の割り振りも含め、最初の委員会の中で協議する予定です。

行政内部にも、庁内策定委員会を設置します。行政は行政の目線で、総合計画づくりに関し、町長の意思確認や町民委員からの要望に応じた資料作成を進め、よりよい計画づくりに参画します。

最終的にまとまった提言書は、行政側で成案化して、町議会に議案として提出します。議会は、町民・行政の意見を総合的に勘案しながら審議を進め、議決を行います。

